

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9MG 大手前ビル 6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-16 明和ビル 4F

Tel 03-6257-3915 Fax 03-6257-3916

July, 2019

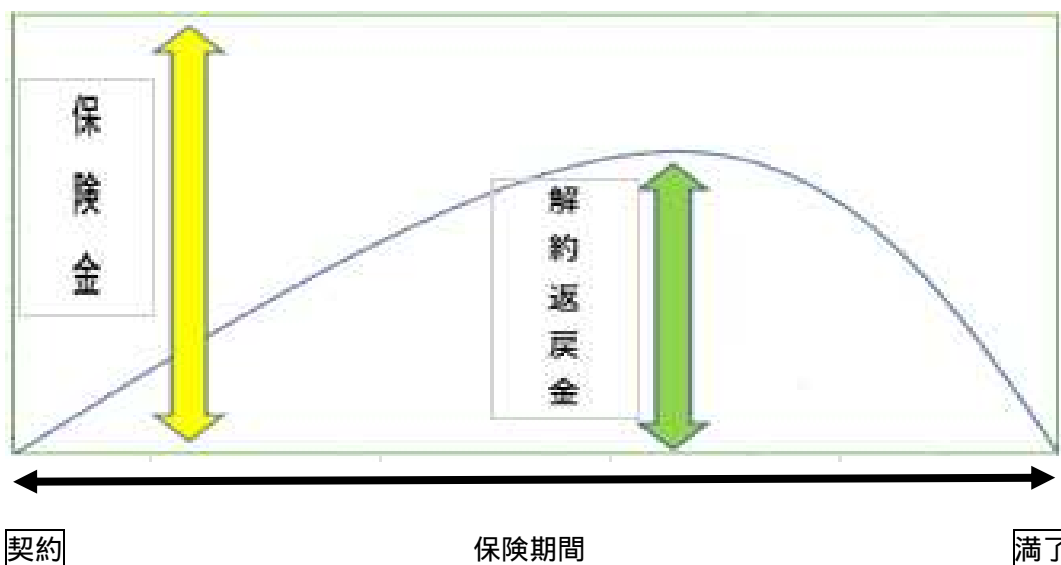
なごみ便り

www.101dog.co.jp

今年も早くも半ばを過ぎ、梅雨明けの暑さはまたひとしおに感じられますが、お健やかに、お過ごしのことと存じます。さて、今月は「法人向け定期保険の法人税基本通達の改正」についてお送りいたします。

法人向け定期保険の法人税基本通達の改正について

定期保険とはあらかじめ保障期間が定まっている保険で、本来は役員等に万が一の事がある場合に備えて契約するものです。しかし一部の定期保険について、支払った保険料を損金として計上するだけでなく、解約返戻金を高く設定する事により節税を目的とした保険商品も各保険会社から販売されてきました(下図参照)。



このような保障目的ではなく節税目的の生命保険に加入する事は課税の公平性に反するとして国税庁はこれまでも規制を入れてきましたが、その度に生命保険会社は商品グループごとの個別通達の抜け穴を通すかたちで、規制に対応した「節税保険」を開発し、その後国税庁から再度ダメ出しを受けるというイタチごっこが続いておりました。

そこで、国税庁は法人向け定期保険のうち、保険料を損金として計上できる解約返戻率の高いいわゆる「節税保険」と呼ばれる保険について、法人税法基本通達を改正しました。

新設の法人向け定期保険の法人税基本通達

(1) 内容

このような流れを受け、定期保険について以下の取り扱いに変更されました。

最高解約返戻率50%超の定期保険等の保険料の取扱い(法基通9-3-5の2)

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額(残額を損金算入)
50%超70%以下	保険期間の前半4割相当の期間	当期分支払保険料×40%
70%超85%以下		当期分支払保険料×60%
85%超	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間の終了日	当期分支払保険料 ×最高解約返戻率 ×70% (保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%)

【具体例】 保険内容:最高解約返戻率90%、保険料300万円/年

この場合、10年目までの各年の資産計上額と損金の額は次のようになります。

資産計上額・・・243万円(300万円×最高解約返戻率90%×90%)

損金の額・・・57万円(残額)

(2) 注意事項

保険期間を通じて解約返戻金相当額のない短期払の定期保険等(ごく少額の払戻金のある契約を含み、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限る)に加入した場合に、その事業年度に支払った保険料の額が30万円以下であるときには、当該事業年度での損金算入が認められています。

改正通達は、令和元年7月8日以後の契約に係る定期保険等の保険料について適用されます。既契約については従来通りの取扱いとなります。解約返戻金相当額のない短期払の定期保険等(医療保険、がん保険等)に限り、令和元年10月8日以後の契約に適用されます。

既存契約分への遡及適用はございません。

生命保険の経理処理は今回の改正を受けてより複雑になっています。この機会に今一度、貴社の保険について確認するとともに、ご加入の前には担当者にご連絡いただければと思います。

(文責:高田、吉井)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、次月のなごみ便りに掲載いたしますので是非挑戦してみてください！

Q. 丁寧に拭けば拭くほど汚くなってしまうものはなに？

先月のQ. こぼれても減らないものはな～んだ？

先月の答え. 愚痴(ぐち)